

特定健康診査等実施計画

神奈川県医療従事者健康保険組合
平成30年4月3日

I 目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)
この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者		92.5	92.5	92.5	92.5	92.5	92.5	—
被扶養者		32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	—
被保険者+被扶養者		85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)
この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	摘要
40歳以上対象者		36,372	37,464	38,587	39,745	40,937	42,165	
保健指導支援対象割合(%)		12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	
保健指導対象者		4,365	4,496	4,630	4,769	4,912	5,060	
実施率(%)		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	
実施者数		1,309	1,349	1,389	1,431	1,474	1,518	

被保険者は、構成事業所での特定保健指導の実施を健保組合での実施とみなす。
被扶養者は、健診機関に健保組合が委託、又は、健保組合で保健指導実施者が実施する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

特定保健指導対象者数の減少を目標とする。

II 特定健診・特定保健指導の対象者

1 対象者数

①特定健康診査

(被保険者)

(人)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	摘要
40歳以上対象者		37,468	38,592	39,750	40,942	42,170	43,435	
目標実施率(%)		92.5	92.5	92.5	92.5	92.5	92.5	
目標実施者数		34,658	35,698	36,769	37,872	39,008	40,178	

(被扶養者)

(人)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	摘要
40歳以上対象者		5,323	5,483	5,647	5,817	5,991	6,171	
目標実施率(%)		18.8	20.1	21.3	23.3	25.0	32.2	
目標実施者数		1,000	1,100	1,200	1,355	1,500	1,987	

(被保険者+被扶養者)

(人)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	摘要
40歳以上対象者		36,347	38,891	41,614	44,527	47,643	49,606	
目標実施率(%)		85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	
目標実施者数		36,372	37,464	38,587	39,745	40,937	42,165	

②特定保健指導の対象者数

(被保険者)

(人)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	摘要
40歳以上対象者		34,658	35,698	36,769	37,872	39,008	40,178	
動機付け支援対象割合(%)		6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	
動機付け支援対象者		2,183	2,249	2,316	2,386	2,458	2,531	
実施率(%)		44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	
実施者数		960	989	1,019	1,050	1,081	1,113	
積極的支援対象割合(%)		5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	
積極的支援対象者		1,768	1,821	1,875	1,931	1,989	2,049	
実施率(%)		13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	
実施者数		235	242	247	256	264	272	
保健指導支援対象割合(%)		11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	
保健指導対象者		3,951	4,070	4,192	4,317	4,447	4,580	
実施率(%)		30.2	30.2	30.2	30.3	30.2	30.2	
実施者数		1,195	1,231	1,266	1,306	1,345	1,385	

(被扶養者)

(人)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	摘要
40歳以上対象者		1,714	1,765	1,818	1,873	1,929	1,987	
動機付け支援対象割合(%)		4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	
動機付け支援対象者		84	87	89	92	95	97	
実施率(%)		23.4	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4	
実施者数		20	20	21	21	22	23	
積極的支援対象割合(%)		2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
積極的支援対象者		41	42	44	45	46	48	
実施率(%)		20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
実施者数		8	8	9	9	9	10	
保健指導支援対象割合(%)		7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	
保健指導対象者		125	129	133	137	141	145	
実施率(%)		22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	
実施者数		28	29	30	30	31	32	

(被保険者+被扶養者)

(人)

区分	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	摘要
40歳以上対象者		36,372	37,464	38,587	39,745	40,937	42,165	
動機付け支援対象割合(%)		6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	
動機付け支援対象者		2,267	2,335	2,406	2,478	2,552	2,629	
実施率(%)		43.2	43.2	43.2	43.2	43.2	43.2	
実施者数		980	1,009	1,040	1,071	1,103	1,136	
積極的支援対象割合(%)		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
積極的支援対象者		1,809	1,863	1,919	1,976	2,036	2,097	
実施率(%)		13.4	13.4	13.3	13.4	13.4	13.4	
実施者数		243	250	256	265	273	282	
保健指導支援対象割合(%)		11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	
保健指導対象者		4,076	4,198	4,324	4,454	4,588	4,725	
実施率(%)		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	
実施者数		1,223	1,260	1,296	1,336	1,376	1,417	

III 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、次の方法で実施する。

- 被保険者 主に事業所で実施の事業主健診のデータを特定健診のデータとみなす。
- 被扶養者 集合契約をしている実施医療機関で受診する。
パート等の勤務先で実施の健診データを特定健診のデータとみなす。
自己負担により受診した人間ドック等の健診データを特定健診のデータとみなす。

特定保健指導は、次の方法で実施する。

- 被保険者 構成事業所で実施の特定保健指導を健保組合による実施とみなす。
実施できない事業所の被保険者は集合契約をしている実施医療機関で受診する。
- 被扶養者 主に集合契約をしている実施医療機関で受診する。
当組合で開催している特定保健指導(講習会)で実施する。

(2)実施項目

ア. 特定健康診査

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

基本的な健診の項目	
質問項目	
身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))	
理学的所見(身体診察)	
血圧測定	
脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール)	
肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))	
血糖検査(空腹時血糖又はHbA1検査、やむをえない場合には随時血糖)	
尿検査(尿糖、尿蛋白)	
詳細な健診の項目	
注)一定の基準(別紙1)の下、医師が必要と認めた場合に実施	
心電図検査	
眼底検査	
貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値)	
血清クレアチニン検査(eGFRによる腎機能の評価を含む)	

イ. 特定保健指導

特定保健指導の実施は、主に構成事業所内で従事する医師、看護師、管理栄養士等が実施する。

(3)実施時期

実施時期は、通年とする。

(4)委託の有無

ア 特定健診

代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約A・Bを結び、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国で受診が可能となるよう借置する。

イ 特定保健指導

代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約A・Bを結び、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国で受診が可能となるよう借置する。

(5)受診方法

- 被保険者 事業主健診として受診

- 被扶養者 集合契約により実施医療機関で受診券を利用して受診する場合は、受診の窓口負担は無料とする。
パート等の勤務先で受診した健康診断の結果を提出、又は、自己負担により受診した人間ドック等の受診結果を提出することで、データ提供料を支給する。
ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

(6)周知・案内方法

ア. 周知は、当健保組合の機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

イ. ホームページで医療機関リストや受診方法について掲載する。

(7) 健診データの受領方法

ア. 事業主からの受領

健診のデータは、事業所からデータ(電子媒体・紙)を随時受領して、健康保険組合で保管する。
また、特定保健指導について事業所及び外部委託先機関実施分についても同様にデータ(電子媒体・紙)で受領するものとする。なお、保管期間は5年間とする。

イ. 受診者からの受領

当組合から健診受診に関する案内を通知又は電話連絡し、受診者が受診結果を当組合に送付する。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、被保険者、被扶養者ともに健康保険組合で選出する。

(9) 特定健診・保健指導の年間スケジュール

ア. 年度当初

- ・事業所・加入者宛に特定健診受診結果通知表、特定健診受診券や健診の案内文書を一括発送
- ・特定保健指導利用券の年間を通じた発券・案内の実施

イ. 年度前半

- ・前年度実施結果の検証・評価
- ・翌年度事業計画の検討

ウ. 年度後半

- ・次年度の予算編成
- ・委託契約の設定準備
- ・集合契約への継続参加の検討

IV 個人情報保護

当健保組合は、神奈川県医療従事者健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(1) 記録の保存方法

健診結果等の保存は、5年間とする。

(2) 保存体制、外部委託

ア. データ保護管理者 当健保組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。

イ. データ利用者 データ利用者は当健保組合職員及び事業所の産業医、保健師、職員に限る。

ウ. 健診結果等の保管については、システム運用管理規程、機密文書管理規程を遵守する。

エ. データ管理の外部委託 データの管理は当組合が選定する業者が行う。

オ. データパンチ業務等の委託 業務委託する場合は、データ利用の範囲・利用者・目的外使用の禁止等を契約書に明記する。

(3) 健診結果等の送付

健診結果等の送付は、追跡かつ受領が確認できる手段を用いて送付するよう、周知する。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関紙やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

また、平成32年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要ある場合には見直すこととする。

以上